

旧 鏡石児童館売却実施要領 (条件付一般競争入札)

令和 8 年 7 月

福島県岩瀬郡鏡石町

1 趣 旨

町では公共施設の機能集約化により用途廃止となった公共施設について民間による有効活用を図る目的から、下記の要領で売却を実施します。

希望者は本要領の内容を熟読・熟知の上で手続きを行ってください。

2 入札物件（詳細は「物件調書」をご参照ください）

(1) 名 称 旧 鏡石児童館

(2) 番 号 物件番号 1

(3) 土地の情報

地 番	鏡石町本町 2 0 7 番 5
地 目	宅地
地 積	1, 0 4 6. 5 0 m ²

(4) 建物の情報

所 在 地	鏡石町本町 2 0 7 番地 5
建 築 年	平成 8 年 3 月
床 面 積	2 7 5. 7 5 m ² ※建築設計面積
種 類	児童福祉施設
構 造	木造瓦葺平屋建
耐 震 診 断	問題なし（新基準）

(5) 従物の情報

土地に付随する 主な従物	フェンス、立木、遊具、物置、引込柱、L 型擁壁 耐震性貯水槽（園庭南側地下）
建物に付随する 主な従物	空調機、自動火災報知設備、給水設備 （上水道）、排水設備（公共下水道）、 その他設備及び什器備品等

(6) 最低売却価格（予定価格） 3 3, 5 0 0, 0 0 0 円（税抜き価格）

【予定価格の内訳】

区分	価格	比率
土地	2 4, 5 0 0, 0 0 0 円	7 3. 1 3 %
建物	9, 0 0 0, 0 0 0 円	2 6. 8 7 %
合計	3 3, 5 0 0, 0 0 0 円	1 0 0. 0 0 %

※建物部分には別途消費税がかかります。売買金額（契約金額）は、入札書記載金額と予定価格の内訳における土地と建物の比率に基づき算出した①土地価格と②建物価格に 1 0 % を加算した価格の合計とします。

(7) その他特記留意事項

- ①物件は現状有姿での引渡しとなります。したがって物件調書と現況が相違している場合には現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなり、隠れた瑕疵については、町は一切の責任を負いません。
- ②事業実施の上で必要となる修繕改修等は買受者の責任で行うものとし、建築基準法等の関係法令への適合の可否を確認して取得後に必要に応じて改修等を行うこととなります。
- ③物件内の設備及び什器備品等は閉館以降使用しておらず、その動作や性能については保証しません。使用や処分等に要する費用は買受者負担となります。
- ④敷地の土壌、地耐力、地盤及び地下埋設物の調査は実施していません。売買契約後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、町は責任を負いません。なお、支障物の撤去費用は買受者の負担となります。
- ⑤建物建築年月は平成7年4月の特定化学物質等障害予防規則改訂によるアスベスト含有量1重量%超の建材禁止以降の建物であります。アスベストが存在しないことを保証するものではありません。必要に応じて、買受人で調査を行い、改築・解体等でアスベスト含有建材を取り扱う場合には関係法令を遵守してください。その調査・解体等に係る費用に町は対応いたしません。
- ⑥本物件の敷地（園庭の南西部）には耐震性貯水槽（60 m³）（以下、「防火水槽」という。）1基が埋設されています。吸管口は敷地外（フェンス外）に設置されており消防活動には支障はありませんが、災害時の消防水利確保のため本体機能を継続管理する必要がありますので、その所有権は町に帰属するものとし、物件の売買契約とともに防火水槽の存続期間中の無償の土地使用賃貸借契約を町と締結するものとします。
そのうえで、防火水槽の設置範囲から1 mを追加した範囲で分筆及び分筆登記を行い、同土地使用賃貸借契約に代わる区分地上権の設定契約を締結し、本町で同区分地上権の登記を行うこととします。
分筆、分筆登記及び区分地上権の設定に係る登記費用は本町で負担するものとします。
- ⑧物件調書や現地など売買物件の状況を確認し、また諸規制の状況等についても調査を行ってください。現地の状況については必ず十分な調査及び確認を行い、この応募要領をよく読んでから申し込むようお願いします。

3 入札の方法

本件は、土地の利用条件等を設けた上で買受人を公募し、有資格の確認を受けた者において入札を行い、最低売却価格以上でかつ最高の価格で落札した者に売却

をする「条件付一般競争入札」により行います。なお落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

4 入札保証金

今回の入札では入札保証金は免除とします。

5 入札の参加資格

入札参加者については、個人及び法人とします。ただし下記に該当する方は除きます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (3) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者。
- (4) 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (6) 次のいずれかに該当する者
 - ①暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ②自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ③暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者
 - ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 前記(4)～(6)に該当する者の依頼を受けて申し込みをしようとする者
- (8) 市町村税、上下水道料金を滞納している者
- (9) 法人税または消費税（地方消費税を含む）の滞納がある者
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属している者、これらの者と取引のある者の依頼を受けて申し込みをしようとする者
- (11) 次に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ①競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ②落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- ④前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (12) 過去に町有財産の譲渡等を申し込んだ者のうち、正当な理由がなく譲渡等契約を履行しなかった者
- (13) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町の職員
- (14) 前各号に掲げるもののほか、本入札に参加する者として秩序を乱すおそれがある等、不適切と認められる者

6 土地利用等の条件

- (1) 買受後、3年間は第三者への再譲渡を禁止します。
- (2) 建物を利用することを目的とした売却となりますので、買受後、3年間は建物解体を禁止します。なお、建物以外については、その限りではありません。
- (3) 建物の改築・建築等にあたり、関係法令等を遵守してください。
- (4) 園庭の使用にあたり埋設の防火水槽は上積荷重仕様がⅡ型（道路用 T-20）のため、現況での車両通行、駐車等での利用は可能ですが、貯水槽の維持管理の支障となる建物及び工作物の設置は出来ないものとします。
- (5) 防火水槽の設置箇所に建物、工作物その他物件を設置する場合には、その設計及び工法について、本町総務課と事前に協議するものとします。
- (6) 落札者以外の者が防火水槽の設置箇所に建物、工作物その他の物件を設置する場合にも、その者をして、その設計及び工法について、本町総務課と事前に協議させることとします。
- (7) 周辺環境への観点から売却物件を次の用途に供することは禁止します。
 - ①暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売却物件の所有権を第三者に移転し又は売却物件を第三者に貸すこと。
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、その他これらに類する業の用途に供すること。
 - ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途に供すること。その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供すること。
 - ④騒音、振動、臭気、日照阻害等その他周辺環境に支障を及ぼす利用。
- (8) 買受者は、上記の禁止条件に違反した場合は売買代金の100分の30に相当する金額（その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を違約金として支払っていただきます。

7 契約不適合責任

本町は売買物件一切の契約不適合責任を負わないものとします。売買契約締結後に、売買物件に契約の内容に適合しないものがあることが明らかになっても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することはできません。

8 入札参加申込み

(1) 受付期間

令和8年7月13日（月）から令和8年7月31日（金）まで

※土日祝日を除く

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで ※正午から午後1時までの間を除く

(3) 受付場所

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地

鏡石町役場 企画財政課 TEL0248-62-2117

(4) 申込方法

入札参加希望者は、入札参加申込書その他必要書類に必要事項を記入押印（実印）の上、受付場所に直接持参してください。

(5) 提出書類

①一般競争入札参加申込書（様式1）

申込書類の印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

②誓約書（様式2）

③印鑑登録証明書（個人の場合）又は印鑑証明書（法人の場合）

④住民票謄本（個人の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）

⑤納税証明書 市町村税納税証明書（個人の場合）

法人税・消費税納税証明書（法人の場合）

※上記のほか、町が必要とする書類の提出を求める場合があります。

なお、提出した書類は返却しません。

※住民票は世帯全員が記載されたものが必要。また、住民票及び納税証明書は発行後3ヵ月以内までを有効とします。

※受付期間までに記載する書類の提出がない場合、または不備がある場合は失格とします。

※提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担となります。

※申込用紙等の配布

ア 配布期間 令和8年7月13日（月）から
令和8年7月31日（金） ※土日祝日を除く

イ 配布時間 午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所 鏡石町役場 企画財政課

【町ホームページから様式データダウンロード可能】

(6) 共有名義で参加する場合

共有名義で申込む場合は、共有者名簿（様式1－2）を提出してください。また誓約書、住民票及び証明書は、共有者全員のものを提出してください。

9 現地見学会の実施

(1) 見学期間

令和8年7月13日（月）から令和8年7月24日（金）まで

※土日祝日を除く

午前10時から午後4時まで※正午から午後1時を除く

(2) 参加方法

見学を希望する場合、その3日前（土日祝日を除く）までに企画財政課へ電話又は、メールにて連絡いただき、日程を調整させていただきます。なお、メールの件名は「旧鏡石児童館現地見学申込」としてください。

(3) 注意事項

- ・見学は原則として1応募者60分以内、1回限りとします。
- ・指定された日時以外の外部からの見学について特に期限は設けませんが、旧施設の敷地内への立ち入りは固くお断りします。
- ・見学に際し、路上駐車等により周辺住民に迷惑が掛からないよう配慮してください。

10 資料の閲覧

(1) 閲覧期間

令和8年7月13日（月）から令和8年7月24日（金）まで

※土日祝日を除く

午前10時から午後4時まで※正午から午後1時を除く

(2) 受付方法

閲覧を希望する場合、その3日前（土日祝日を除く）までに企画財政課へ電話又は、メールにて連絡いただき、日程を調整させていただきます。なお、メールの件名は「旧鏡石児童館閲覧申込」としてください。

(3) 資料閲覧方法

- ・企画財政課が指定した閲覧日時において、閲覧してください。閲覧場所は、鏡石町役場本庁舎になります。
- ・閲覧時間は、1申込者につき60分以内とします。
- ・閲覧資料等を持ち出すことは不可とします。資料等を汚損することのない方法であれば、写真撮影など閲覧方法の指定はありません。
- ・閲覧した資料等を本入札以外へ使用することは禁止します。

(4) 閲覧できる資料

- ・建設工事設計図面（基礎・外構・電気・給排水・空調含む）

1 1 入札参加資格の通知

入札参加資格の確認結果については、令和8年8月12日（水）までに一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により通知します。

1 2 入札参加資格を有しない者に対する理由の説明

- （1）1 1 の通知で入札参加資格を有しないとされた者は、令和8年8月17日（月）までに説明を求める書面を持参することにより、その理由の説明を求めることができます。
- （2）説明を求めに対しては、令和8年8月18日（火）午後5時までに書面により回答します。

1 3 質問書の提出

本件に質問がある場合は、質問書（様式4）に内容を記入の上、電子メール又はFAXにて提出してください。

- （1）提出期限 令和8年7月21日（火）正午まで
- （2）提出場所 鏡石町役場 企画財政課
E-mail : kikakuzaisei@town.kagamiishi.lg.jp
FAX : 0248-62-6553

※メール又はFAXによる質問書の提出後、必ず企画財政課に電話連絡の上、質問書を提出したことを伝えること。

（3）回答

令和8年7月24日（金）までに質問者には回答書（様式5）を送付するとともに、町ホームページで随時掲載します。

1 4 入札

- （1）入札日時 令和8年8月21日（金）午前9時00分
- （2）入札場所 鏡石町役場 第一会議室（2階）
- （3）必要書類

- ①委任状（様式6） ※代理人が入札をする場合に限ります。
- ②入札書（様式7）
- ③一般競争入札参加資格確認通知書（町から郵送されたもの）

（4）入札にあたっての注意事項

- ①入札当日の受付は、入札開始時刻の15分前から実施します。入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ②代理人による入札の場合は、入札執行前に委任状（様式6）を提出し、入札書には代理人名を記入し押印してください。
- ③共有名義で申込みし、代表者が欠席し他の共有者が入札に参加する場合は、代表者からの委任状を提出してください。

- ④入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- ⑤入札者は、提出した入札書の書換え又は撤回をすることはできません。

1 5 開札・落札者の決定

- (1) 開札は、入札場所において、入札後直ちに入札者の立ち会いの下で行います。
- (2) 落札者は、町が定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

1 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- (2) 所定の入札書（様式7）によらない入札
- (3) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (4) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (5) 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- (6) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合、その双方の入札
- (7) 入札金額、入札者の氏名、押印、その他主要部分が認識し難い入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (10) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札
- (11) 最低売却価格に達しない金額での入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

1 7 入札の中止

- (1) 入札の実施が困難となる事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (2) 入札を中止又は延期した場合、入札参加者が損失を受けても、町は損害賠償の責を負いません。

1 8 契約の締結

- (1) 落札者は、公有財産売払申請書（様式8）を速やかに提出してください。
- (2) 当該契約は、町条例により鏡石町議会の議決を得るまでは仮契約とし、同議会の議決を経た場合に本契約として成立し、その成立を知らせる旨の通知をするものとします。
- (3) 落札者は契約締結する時までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上（1円未満切上げ）の額を納付してください。なお、納入後の契約保証金

は売買代金に全額充当いたします。

- (4) 議会の議決を得られない場合、又は否決された場合には、この売買契約は、無効となり、納付された契約保証金は返還します。その際、利子は付しません。併せて、町は損害賠償の責を負いません。
- (3) 契約保証金の納付後、落札者は、令和8年9月4日（金）までに契約を締結してください。なお、貼付する収入印紙など契約に係る一切の費用は、落札者の負担となります。
- (4) 売買代金の残金は、売却価格から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額となります。なお、支払期限は本契約を成立させる旨の通知から50日以内に、納入期限までに売買代金を納入しない場合は、契約を解除することとし、契約保証金は返却せず町に帰属することとなります。

1 9 所有権の移転

- (1) 契約締結後、売買代金全額の納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地・建物等を引き渡したものとします。
- (2) 所有権移転に係る手続きについては、原則、町が囑託により実施しますが、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税、その他公共囑託登記料など手続きに必要な一切の費用は買受者の負担となります。なお買受者において所有権移転の手続きを実施する事を妨げるものではありません。
- (3) 建物は未登記物件となっています。表示登記については、買受者で行うこととし、費用も買受者の負担となります。

2 0 契約に関する情報の公表について

契約内容、売買代金、氏名（名称）など契約に関する情報を公表することとなります。

2 1 問い合わせ先

鏡石町役場 企画財政課 財政グループ

〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地

電 話：(0248) 62-2117

FAX：(0248) 62-6553

E-mail：kikakuzaisei@town.kagamiishi.lg.jp

(様式1)

条件付一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

鏡石町
鏡石町長 様

入札参加申込者（共有代表者）

住所又は所在地 _____

氏名又は法人名
及び代表者名 _____ 登録印

電 話 番 号 _____

下記、町有財産売却に係る条件付一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1 入札物件

物 件 番 号	1
物 件 名	旧鏡石児童館売却
利用目的（用途）	

2 添付書類

- (1) 住民票謄本（個人）又は登記事項証明書（法人）
- (2) 印鑑登録証明書（個人）又は印鑑証明書（法人）
- (3) 最新年度の納税証明書（個人：市町村税、法人：法人税及び消費税）
- (4) 誓約書

【注意事項】

※使用する印鑑は、印鑑登録したものを使用してください。

※各証明書は、発行日から3カ月以内のものを提出してください。

※使用用途欄は、申込み時点で予定している物件の利用方法について記入してください。

※共有名義で申込む場合は、共有者名簿（様式1－2）を提出してください。

(様式1－2)

共 有 者 名 簿

私たちは表記の申込者欄の者を代表者に選任し、入札に関する一切の権限を委任します。

区 分	申 込 者 名	持分割合
代 表 者	住所（所在地） 氏名（法人名及び代表者名） 登録印 生年月日 電話番号	
区 分	申 込 者 名	持分割合
共 有 者	住所（所在地） 氏名（法人名及び代表者名） 登録印 生年月日 電話番号	
区 分	申 込 者 名	持分割合
共 有 者	住所（所在地） 氏名（法人名及び代表者名） 登録印 生年月日 電話番号	

※代表者欄には「条件付一般競争入札参加申込書（様式1）」の申込者を記入してください。

※使用する印鑑は、印鑑登録したものを使用してください。

※記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

※共有者すべてについて、実施要領に記載された必要書類をすべて添付してください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

鏡石町
鏡石町長 様

申込者（共有者代表者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

及び代表者名

登録印

私は、鏡石町が実施する町有財産売却の条件付一般競争入札に参加するにあたり、下記事項を誓約いたします。

記

- 1 現在、成年被後見人、契約のために必要な同意を得ていない「被保佐人、被補助人、未成年」のいずれにも該当しません。又破産宣告を受けていません。
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律77号）第2条第6号に該当するものではありません。
- 3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）に基づき、「観察処分」の決定を受けた団体の構成員若しくはその関係者ではありません。
- 4 財産を購入したときは、これを上記1～3に該当する者に譲渡または貸与することはありません。
- 5 暴力団排除に関する措置の対象となる個人又は法人等に該当するか否かについて須賀川警察署に照会することを承諾します。
- 6 入札の売買条件、物件調書等の要領に説明記載された事項をすべて承知の上申込みますので、当該事項について遵守するほか、後日、鏡石町に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

※使用する印鑑は、印鑑登録したものを使用してください。

※共有名義とする場合は、共有者がそれぞれ1枚ずつ提出してください。

(様式3)

条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

令和 年 月 日

様

鏡石町
鏡石町長 木 賊 正 男

先に申込みのありました町有財産売却に係る条件付一般競争入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

なお、入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求めることができますので説明を求める場合は、令和8年8月17日午後5時までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

公 告 日	令和8年7月13日（鏡石町公告第 号）
件 名	物件番号1 旧鏡石児童館売却
入 札 参 加 資 格	☐ 有 ☐ 無
入 札 日 時	令和8年8月21日（金） ☒ 午前 ☐ 午後 9時00分～
入 札 場 所	鏡石町役場 第一会議室
入 札 参 加 資 格 が ない と 認 め た 理 由	

※入札参加にあたっては、必ずこの通知書を持参して提示してください。

(様式4)

質 問 書

令和 年 月 日

鏡石町
鏡石町長 様

申込者

住所又は所在地

氏名又は法人名
及び代表者名

電 話 番 号

(作成担当者

)

以下の条件付一般競争入札について、次のとおり質問しますので、回答をお願いいたします。

件 名	物件番号1 旧鏡石児童館売却
質 問 事 項	

※提出期限 令和8年7月21日(火) 正午まで

※提出場所 鏡石町企画財政課 財政グループ

E-mail : kikakuzaisei@town.kagamiishi.lg.jp

FAX : 0248-62-6553

※メール又はFAXによる質問書の提出後、必ず上下水道課(TEL0248-62-2348)に電話連絡の上、質問書を提出したことをお伝えください。

※回 答 令和8年7月24日(金)までに質問者に回答書を送付するとともに、町ホームページで随時掲載いたします。

(様式5)

回 答 書

令和 年 月 日

様

鏡石町
鏡石町長 木 賊 正 男

令和 年 月 日付け提出された質問事項については次のとおり回答します。

件 名	物件番号1 旧鏡石児童館売却
質 問 事 項	

回 答 事 項

(様式6)

委 任 状

代理人 住所又は所在地

氏名又は法人名
及び代表者名

電 話 番 号

代理人使用印鑑

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記町有財産の条件付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札物件

物件番号	1
件 名	旧鏡石児童館売却

令和 年 月 日

鏡石町
鏡石町長 様

申込者（委任者）
住所又は所在地

氏名又は法人名
及び代表者名

登録印

【注意事項】

- ※代理人が入札する場合は、入札執行までに提出してください。
- ※共有名義で申込みされ、代表者が欠席し他の共有者が入札に参加する場合は、代表者からの委任状を提出してください。
- ※「代理人使用印鑑」の枠内に代理人が使用する印鑑を押印してください。
なお代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

(様式7)

入札書

令和 年 月 日

鏡石町
鏡石町長 様

入札者（申込者）
住所又は所在地

氏名又は法人名
及び代表者名

_____ 登録印

代理人
住所又は所在地

氏名又は法人名
及び代表者名

_____ 印

鏡石町財務規則及び旧鏡石児童館売却実施要領に基づく入札条件を承知の上、下記金額をもって入札します。

記

1. 入札物件

物件番号	1
件 名	旧鏡石児童館売却

2. 入札金額

金 額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

※入札金額は、ペン又はボールペンを使用し、算用数字ではっきりと記入し、金額の頭に「¥」マークを付けること。

※入札金額を訂正しないこと。

※代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書に代理人の記名・押印（委任状に使用した印）を押印すること。

(様式 8)

令和 年 月 日

鏡石町
鏡石町長 様

(申請者)
住所又は所在地 _____

氏名又は法人名
及び代表者名 _____ 登録印

電 話 番 号 _____

公 有 財 産 売 払 申 請 書

下記町有財産の売り払いを受けたく申請します。

記

(1) 売払いを受けようとする財産

土地の所在	地 番	地 目	地積 (㎡)
岩瀬郡鏡石町本町	207 番 5	宅地	1,046.50
建物の所在	種類	構造	延床面積 (㎡)
岩瀬郡鏡石町本町 207 番地 5	児童福祉 施設	木造瓦葺 平屋建	275.75

(2) 目的又は用途

--

(3) 売払価格

金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

【注意事項】

※共有名義で申請する場合は、持分割合も記載してください。

※使用する印鑑は、印鑑登録したものを使用してください。